

## 第8章 教育研究等環境

### (1) 現状説明

**点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。**

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

教育研究等環境の整備に関する方針については、「本学の理念及び目的の実現に向けて、学生の学修及び教員の研究活動を推進し、教育研究等環境にふさわしい図書館、学術情報サービス、ネットワーク環境等の充実を図るとともに、適切に維持・管理する」と定めている（資料8-1【ウェブ】）。また、校舎等施設・備品の使用及び管理に関する事項・使用手続きについては、学校法人弘徳学園校舎管理規程に基づいて適切に運用している（資料8-2）。なお、教育研究等環境の整備に関する方針については、教職員向け学内グループウェアシステムの掲示板にて明示し共有している（資料6-3）。中・長期計画については、ホームページで公表しており、学内で共有している（資料8-3【ウェブ】）。

**点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。**

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

施設・設備等整備については、学校法人弘徳学園物件管理規程に基づき、学生の学修や課外活動並びに教員の教育・研究・社会貢献活動を支えるキャンパスづくりを目指している（資料8-4）。安全・衛生面、利便性にも配慮し、教室、教員研究室をはじめ、学生の課外活動のための施設に至るまで、時代のニーズに対応した環境整備に努めている。特に安全面では、警備員を配置するとともに防犯カメラを各所に設け、教職員が安心して生活を送る環境整備に努めている。

校地面積は、2019年5月1日現在、50,763.3㎡である。学部の学生（在籍者数620人）一人当たり81.8㎡であり、大学設置基準第37条の学生一人当たり10㎡という基準を大幅に上回っている。校舎面積は27,102.1㎡である（大学基礎データ表1）。

キャンパス内はバリアフリー化し、また、スロープ、多目的トイレ、エレベーターを設置し、障害者用駐車スペースも確保しており、身体に障害のある学生に過度な負担をかけずに

学生生活が過ごせるよう配慮している。学生の自主的な学習促進のための環境整備として、学習用オープンスペースを各所に設けている。

校舎等の建替については、持続可能な発展のための長期的な展望の具現化、安全・安心なキャンパスと環境への配慮、学生の主体的学びや学修支援体制の充実、課外活動の推進、教育・研究・社会貢献機能の拡充、研究機能の統合について、新たに学校法人弘徳学園経営改善委員会を組織し、計画的に中・長期計画を策定している。なお、前回の認証評価ののちに整備した校舎等は次のとおりである。

2013年度	守衛室建設工事、外周フェンス設置工事、全面外構工事
2014年度	テニスコート用地購入、テニスコート（国際基準適合）整備工事
2015年度	旧2号棟一部解体撤去、新2号棟建設工事
2016年度	大学院院生室整備
2018年度	グラウンド改修工事
2019年度	健康・教育実践研究センター工事、テニスコート屋外照明新設工事

施設・設備等の更新及び改修については、校舎等の建替・改修に伴い施設・設備を充実させてきた。特に、2016年2月に竣工した新2号棟には、ML教室、遊戯療法室等の特色ある施設及び設備を整備している。

防火防災計画については、2009年度に施行した防災計画に基づき、新学期オリエンテーション時に併せて、定期的に消防訓練を実施している。2019年6月1日には、姫路大学全学危機管理委員会規程が制定され、より詳細な消防計画が策定された（資料8-5）。

教職員の安全及び衛生の確保については、学校法人弘徳学園安全衛生管理規程に基づき、衛生委員会を毎月開催するとともに、産業医による職場巡視を行い、職員の健康保持及び作業環境の維持管理に努めている（資料8-6）。

情報倫理の確立に関する取り組みについては、学校法人弘徳学園情報セキュリティポリシーに基づき、情報の保全及び管理を行っている（資料8-7）。情報倫理及び情報管理については、教職員に対しては採用時に資料を用いて、学生に対しては情報に関する授業科目の中で説明を行っている（資料8-8）。

**点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。**

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2： 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館については、本学の理念・目的の達成のため、姫路大学附属図書館規程に定められているとおり、「本学に必要な図書館資料を収集、管理し、本学の教職員、学生の利用に供し、教育及び学術研究に資すること」を目的とし、各学部・研究科の教育研究活動を支えている（資料3-1）。また、第一に本学の教育、研究活動を支える中心的機関として国内外の資料の収集・整備の充実を図り、利用者へのサービスの向上に努め、第二に教育、研究の成果を学内のみならず、広く地域に還元できるよう「姫路大学附属図書館一般公開に関する細則」を整備し、広く近隣・地域の方々へ公開し、可能な限り開かれた大学図書館となるように努めている（資料8-9）。

図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況（2019年5月1日時点）は、図書44,162冊、購読雑誌119誌、視聴覚資料1,453点、契約電子ジャーナル18誌、データベース13種である（大学基礎データ表1）。

所蔵資料は、学習、教育、研究に資するための学術書や専門書だけでなく、将来、医療従事者、教育者となる学生の人間形成に資するため、「闘病記コーナー」を設けている。一般教養書等についても広く収集するよう配慮している。

選書体制は、両学部・研究科教員による選書、図書館職員による選書、学生による選書等、様々な工夫を行っている。教員による選書は、学習、教育、研究に関わる学術書、教養書などである。図書館職員による選書は、授業概要に掲載されている参考書、教員による選書で選ばれなかった学術書、教養書及び白書、年鑑等の継続資料、参考図書などである。学生の選書としては、学生購入希望図書を随時受け付けている。また、学生自身が図書館に置いてほしい図書を選ぶ企画「学生選書」を、年に2回「学生選書ツアー」及び「学生WEB選書」として実施し、学生の資料要求に配慮するとともに、読書傾向の把握に生かしている（資料8-10）。2019年度は学生の選書として102冊の図書を受け入れた。通信教育課程の学生についても、機関誌「しらさぎ通信」とホームページにおいて、学生選書について周知し、図書館へ配架を希望する図書を募っている。

購読雑誌については、要求タイトルを適正に購読するため、タイトルの見直しを行っており、閲覧頻度調査及び教員評価による購読タイトル選定事前調査を実施し、その利用頻度と有用性について検証し、適切な資料の収集を行っている。また収容スペースの狭隘化と利便性の向上、アクセス可能タイトル範囲の拡大、費用対効果等の観点から、今後は冊子体から電子ジャーナルまたは文献データベースへの切り替えの検討が必要である。

国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備については、蔵書の高速度検索や外部データベースとの同時検索が可能であり、また、利用者専用ページの提供も行っている。国立情報学研究所のNACSIS-CAT、NACSIS-ILLとも円滑に連携して、NACSIS-CAT総合目録データベースへの所蔵登録や書誌のローカルシステムでの利用が可能である。

また、図書館間で行われる相互貸借サービス NACSIS-ILL の提供ができる体制となっており、この、相互貸借サービスについては、利用に際し掛かる経費を原則として大学が負担し、利用者の負担軽減となり、大いに利用されている。

図書館ホームページ上には、蔵書検索システム及び各種案内、リンク集からは契約データベース及び電子ジャーナル、インターネット上の情報資源へのアクセスを提供し、調査、研究の便宜を図っている。さらに、2019 年度より大学の研究活動の成果として発表される様々な報告書、研究論文等をインターネットを通じて広く社会に公開していく「姫路大学学術機関リポジトリ」の運用を始め、2019 年度発行の両学部紀要、研究科論究から順次掲載することとしている（資料 8-11）。

学外図書館との協力・連携については、私立大学図書館協会、兵庫県大学図書館協議会に加盟し、協会活動、総会、研修会などへの参加により、図書館に関する情報の収集や、専門的知識・業務のスキルアップ、協力関係の構築に努めている。

図書館の規模、開館時間・閲覧室などの利用環境については、以下のとおりである。探しやすく効率的な資料の配架を実現し、年々進行する書架狭隘化に対応するため、低書架を背の高い書架へ交換し、配架スペースの確保を図っている。書架が高くなることにより室内が暗くなることを避けるため、また利用者が希望する資料を探し易くするために書棚の高さを調整し、見やすく明るくなるように工夫している。このため、利用頻度の少ない資料については仮の倉庫に保管している。本学の蔵書適正規模の設定を踏まえた今後の図書等資料の館外配置または除籍、更新、増備計画について、特に、電子書籍の導入については重要な検討課題である。閲覧室座席数は 87 席であり、館内設備は、文献検索コーナーに利用者用パソコン 4 台、視聴覚ブースにビデオ・DVD 一体型再生機 6 台を設け、文献検索や視聴覚資料の利用ができる環境を整えている。学生の利用状況から、北閲覧室を討論等しながら学習できるスペースとし、学生の学習状況に合致した環境を提供している（資料 8-12）。

開館時間は月曜から金曜の平日は 9 時から 20 時まで、土曜日は 9 時から 16 時まで開館しており、学生の授業終了後も図書館が利用できる環境となっている。日曜日等の休日については、学部の実習実施状況や通信教育課程のスクーリング開講に伴い、希望があれば開館できる体制をとっている。また、研究科の学生については、開館時間に関わらず利用できることとし、長期履修制度を利用する学生の研究に対応できるように配慮している。さらに、通信教育課程の学生等、大学から離れて学習する学生への便宜を図るため、郵便での図書の貸出を行っている。

また、新入生全員を対象とした図書館オリエンテーション、ゼミ単位や授業と連動した文献検索ガイダンスも行っており、読書マラソン、年 2 回の図書館ニュースレター「はま風」の発行、3 か月ごとの企画展示、年 2 回の学生選書を実施し、利用促進に努めている（資料 8-13）。

職員数は 2020 年 3 月末現在、専任職員は 3 名（館長を除く）、臨時職員 1 名であり、全員が司書資格を有しており、蔵書管理やレファレンス・サービス（文献複写、相互貸借、検

索指導等)を適切に行っている。専任職員3名は、文化庁が実施する図書館職員著作権実務講習を受講し、受講修了証書を授与され、図書館利用者に対し著作権の適切な利用についての案内・指導を行っている。また、私立大学図書館協会、兵庫県大学図書館協議会が実施する研究会に積極的に参加している。

**点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。**

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

研究活動支援については、本学教員の研究環境の整備に努めるとともに、個人研究費・共同研究費の交付や外部資金獲得の支援を行っている。これらの研究活動が適正なものとなるよう、個人研究費については「姫路大学個人研究費実施要項(資料8-14)」、共同研究費については「学校法人弘徳学園共同研究実施規程(資料8-15)」、「学校法人弘徳学園共同研究実施規程の運用に関する実施規程(資料8-16)」、「学校法人弘徳学園共同研究費予算の執行に関する取扱説明書(資料8-17)」、「姫路大学大学院共同研究実施規程(資料8-18)」の規程や関連指針等を定め、運用している。また、研究成果の社会への還元を積極的に行い、本学の研究に対する社会的評価の向上に努めている。本学の研究支援は、主に、専任教員に対する個人研究費の配分、専任教員に対する共同研究費の助成、科学研究費助成事業等学外研究の採択支援の3点を実施している。

専任教員に対する個人研究費の支給については、研究活動に要する経費の一部を補助するため、「姫路大学個人研究費実施要項」を定めており、職位別に研究費を配分している。また、大学院を担当する教員は個人研究費及び分野毎に共同研究費を配分している。この要項では、個人研究費の使用目的、使用対象、配分額などを記載している。研究費の不適切な使用を防ぐ観点から、担当部署では毎月、教員から提出された申請書等を慎重に確認し、適正な執行に努めている。出張旅費は、「出張許可願」と出張に係る資料を添付し、学部長等への決裁後、担当部署に提出する。また、10万円以上の教育研究用機器、直接研究に関連性のない経費や第三者から見て目的外使用と誤解を生じるような経費などには使用ができないこととしている(資料8-14)。

外部資金獲得のための支援について、本学では学外からの研究資金獲得のため、科学研究費助成事業をはじめとする各種補助金の申請を奨励している。科学研究費助成事業は、毎年、

学内での説明会を開催し、全教員に対して、申請に伴う変更点や注意点等を含めた応募要領に関する説明を実施している。2014年度から2019年度における科学研究費助成事業採択状況は、新規採択が2件前後、継続課題を含めた取り扱い課題数が15件程度であり、各年度に科学研究費助成を受けている。取り扱い課題数は年々増加傾向を辿っており、2019年度は新規採択2件、継続6件、分担研究者等を含む取り扱い課題数は過去最高の22件となっている（資料8-19）。

研究室の整備については、専任教員には、全員に約20㎡の教員研究室を提供している。研究室は、1号棟に看護学部長室（1室）、研究室（24室）、助手共同研究室（1室）、新2号棟に学長室（1室）、副学長室（2室）学部長室（1室）、研究室（44室）、合計74室の教員研究室が利用可能な状態にある。（資料8-20）。

本学教員の勤務時間等については「姫路大学就業規則」に定められ、研究専念時間確保等のため裁量労働制を採用している（資料8-21）。また、研究等のための学外研修については「学校法人弘徳学園専任教員の学外非常勤講師委嘱等に関する規程」に定められており、他の大学、短期大学、研究所その他の機関等で研修を行う場合や、資料収集等の研究活動を目的に学外において研究活動を行う場合、取得可能となっている（資料8-22）。また、「学校法人弘徳学園在外研究・出張規程」により、本学教職員が外国において、学術の調査研究、または教育事情の調査研究を通じて、資質の向上発展を図るとともに、国際交流の進展に質することを目的として、海外に在外研究、または出張することができる（資料8-23）。このように、一定の研究専念時間が確保できる制度となっている。

教員の研究成果の公表を支援するために、「紀要」、「論究」、「研究誌」等の発行を行っている。「紀要」は、学部に所属する教員等の研究成果を公表し、研究の発展を資することを目的として学部ごとに毎年度発行している（資料8-24）。「論究」は、研究科に所属する教員の研究成果を公表し、研究の発展を資することを目的として毎年度発行している（資料8-25）。人文学・教育研究所が発行している研究誌『翰苑』は、事業計画に基づき2014年度から2019年度現在まで、通巻10号を発行している（資料8-26）。

#### **点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。**

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理に関する取り組みについては、「姫路大学看護学部研究倫理委員会規程」、「姫路大学教育学部研究倫理委員会規程」、「姫路大学大学院看護学研究科研究倫理委員会規程」を整備し、各学部・研究科の特性上、高い倫理観を持って厳格かつ適切に運用している（資料2-19、2-36、2-40）。

研究活動の不正防止に関する取り組みについては、各研究費の規程に定めているほか、科学研究費補助金については、「学校法人弘徳学園公的研究費に関する規程（資料 8-27）」及び「姫路大学科学研究費助成事業取扱規程（資料 8-28）」によって使用・管理の規則を定め、「姫路大学公的研究費不正防止対応要項（資料 8-29）」によって不正防止のための内部監査等について定めている。

コンプライアンス教育については、本学では「姫路大学における研究活動上の行動規範（資料 8-30）」を定め、学内での説明会開催時にコンプライアンスに関する資料と行動規範を教員に対して配付し、その場で内容の周知や厳正で適切な研究活動の遂行のための注意喚起を行っている。現在のところ、問題となるような事案は発生していない。

研究倫理教育の実施については、教員及び博士前期・後期課程の学生を対象に、日本学術振興会が推奨されている e-ラーニングコース「eL CoRE（エルコア）」を受講することを必須としている。

研究倫理に関する学内審査機関としては、本学の教員や教員に指導される学生が人を対象とした研究を行う場合、事前に研究計画書を提出して審査を受けることを原則としており、この審査を行うため、前述のとおり「看護学部研究倫理委員会」、「教育学部研究倫理委員会」、「姫路大学大学院看護学研究科研究倫理委員会」を設けている。各学部の研究倫理委員会は、学部教員や事務職員のほか、審査の透明性の向上と適切な委員会運営を図るため、学部外の委員 2 名（看護学部研究倫理委員会は教育学部から委員 1 名と学外委員 1 名、教育学部研究倫理委員会は看護学部から委員 1 名と学外委員 1 名）で構成している。看護学研究科研究倫理委員会は、研究科教員や事務職員のほか、学外委員 1 名で構成している。委員会は原則として倫理審査の申請があった翌月に開催され、委員会の定めた「姫路大学看護学部研究倫理審査要項（資料 8-31）」や「姫路大学教育学部研究倫理審査要項（資料 8-32）」、「研究倫理審査のためのチェックリスト（資料 8-33）」に基づいて審査を行っている。

**点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境については、新 2 号棟の竣工により施設・設備は概ね整備されており、引き続き、教育機能及び学生サービス機能の向上を目指している。小修繕については、その都度管理課において対応している。教育ニーズの変化に伴う施設・設備の整備や規模の大きな施設・設備の修繕は、予算編成時に各学部・研究科・各部署からの要望をとりまとめ、改修・更新計画を作成し、さらに、予算調整会にて個別折衝等で申請部署から意見聴取したうえで単年度予算に反映させ、定期的な点検・評価を行っている。

図書館においては、図書館委員会を定期的開催し、図書館の資料収集や保管、図書館の企画運営、利用に関する統計、文献の閲覧及び貸し出しについて状況報告を行い、その内容について検討し、常により使い易く便利な図書館となるよう図書館の発展向上に向けて検討し、審議を行っている。

今後は、教育研究等環境の整備に関する方針に基づいて、教育改善・内部質保証会議を中心に定期的な点検評価は行っていく。

## (2) 長所・特色

新2号棟の建設により、教育施設・設備は概ね充足している。教育環境の整備は、正課授業にとどまらず、テニスコート用地の購入・整備など、充実した正課外活動を行える環境も順次整えている(屋外照明の新設、雨天時に体育館内でテニス練習ができるようにラインの引き直しも行った)。また、開学から10年間使用してきた各教室のプロジェクターなどの機器の入替を行うと同時に、新たに後席モニターを設置し、学生の学習環境の向上を行った。教育施設・設備は概ね充足しており、特に実習室と実習用機器の充実は本学の誇る特色の一つである。

図書館については、学生・教員の教育研究を目的とした本学が所蔵しない文献の取り寄せ・複写依頼を、原則として大学が経費を負担しており、学生・教員の教育研究に大いに活用され、学生の経費負担の軽減になっている。また、地域の方々等、学外の一般利用者が図書館を利用できるように規程を整備し、姫路市東部のみならず高砂市、加古川市西部の近隣住民の方々に開かれた図書館として大学が社会に果たす大きな役割の一つとなっている。また、教員と連携し、授業において図書館利用や文献検索・データベースの利用について学生へのガイダンスを充実したことにより、図書館利用についてより深い理解を身に付けることで、利便性の向上を図っている。また、気軽に相談ができる体制となるよう、学生に対して声かけを行い、不明点の解消につなげている。図書館を利用することで、学習がスムーズに進み、新たな発見がある楽しさを学生に感じてもらえるように努めている。

## (3) 問題点

- ・学生が主体的かつ深い学びを促す環境は概ね整備されているものの、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験などの汎用的能力の向上や育成を目的とするアクティブラーニング等に対応したネットワーク環境や情報通信技術機器の整備について、今後検討が必要である。
- ・図書館については、書架の狭隘化により、本学の蔵書適正規模の設定を踏まえた今後の図書等の資料の配置または除籍、更新、増備計画、学生の学習スペースの確保と充実、ラーニング・コモンズや情報システムを含めた、学術研究のインフラとしての図書館の今後のあり方について検討の必要がある。さらに、図書館の耐震対策についても重要な検討課題であり、図書の落下防止等、利用者の安全について学内での検討を行っていく。



#### (4) 全体のまとめ

本学の理念・目的に基づき、教育研究等環境の整備に関する方針を定めており、施設・設備等の充実を図ったことにより、教育研究活動に必要な環境整備を促進している。

年々増加傾向を辿っている科学研究費等外部資金による研究及び本学独自の研究助成による研究については、公的研究費の不正使用防止にかかる体制の整備、全研究者への研究倫理教育の実施、研究倫理審査システムの確立等、必要とされる研究環境の整備に努めている。

図書館の資料または環境の整備については、図書館規程に基づき、教育研究活動の支援として整備に努めている。今後は、教育サービスの品質の向上、学生の主体的・自主的な学習活動への支援について、教育改善・内部質保証会議において全学的に学術研究インフラとしての図書館のあり方についての検討が必要であり、ラーニング・コモンズ等を含めた施設設備の充実と支援の体制の整備に努めていく。より良い教育研究活動の促進を図るため、学生及び教職員が教職協働で図書館運営の実施につなげていく。